

呉市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

平成19年3月に策定した呉市一般廃棄物処理基本計画（平成19年度から令和3年度までの15年計画）は令和3年度末で計画期間が満了するため、令和4年度を始期とする新たな呉市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。本計画の策定に当たっては、環境省の示すごみ処理基本計画策定指針（以下「指針」といいます。）等を参考にするとともに、呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年呉市条例第16号）第5条に規定する呉市廃棄物審議会の意見などを踏まえ、循環型社会の実現に向けた基本的な方針を定めます。

2 本計画の概要

(1) 本計画の位置付け

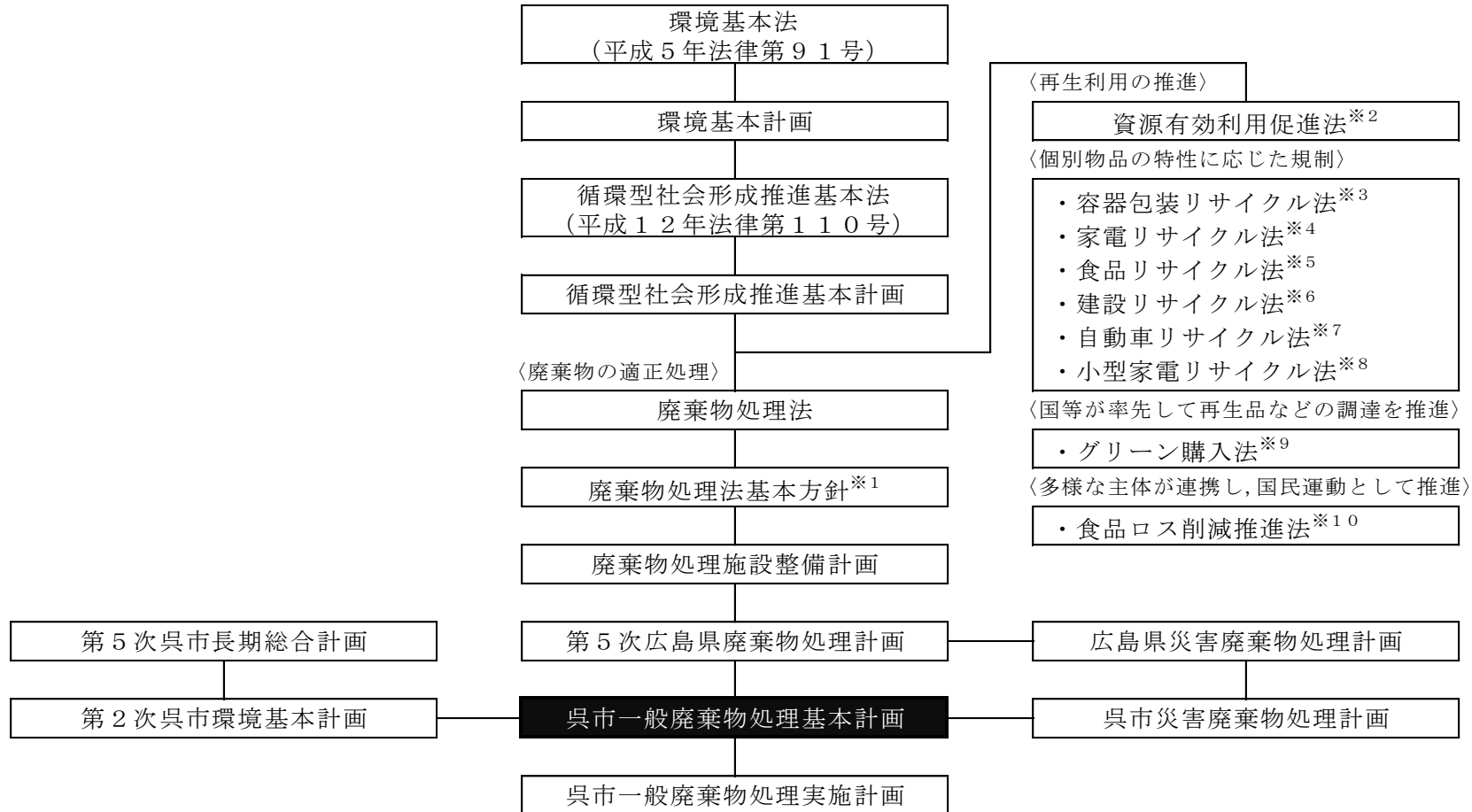
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づく法定計画で、第5次広島県廃棄物処理計画（令和3～7年度）及び上位計画である第2次呉市環境基本計画を踏まえ、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物の処理を長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するために策定するものです。

(2) 本計画で定める事項

本計画では、廃棄物処理法第6条第2項の規定により次の事項を定めることとします。

- ア 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- イ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- エ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

○ 呉市一般廃棄物処理基本計画の位置付け図



- ※1 廃棄物処理法における国の基本方針
- ※2 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ※3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ※4 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- ※5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ※6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ※7 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- ※8 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）
- ※9 国等による環境物品等の調査の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ※10 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）

3 本計画の期間

指針では、一般廃棄物処理基本計画の目標年次は、おおむね10年から15年先とされていますが、本計画は、一般廃棄物処理を取り巻く社会・経済情勢の変化に適応したものとするため、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間とし、中間年度の令和8年度に見直しを行います。また、関係法令の改正の動向や国の方針などを注視し、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 本計画策定の方向性

循環型社会の形成に関する課題や現計画の進捗状況等を踏まえ、呉市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画を新たに策定するものであり、これまでに講じてきた施策に加え、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の下に、市民、事業者及び市が廃棄物の減量化、4R（リデュース〔発生抑制〕・リユース〔再使用〕・リサイクル〔再生利用・再資源化〕・リフューズ〔発生回避〕）の推進、循環型社会と脱炭素社会との統合的実現を目指します。

5 今後のスケジュール

	令和3年					令和4年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会	● 行政報告 (策定について)			● 行政報告 (パブコメ実施 について)				● 行政報告 (パブコメ結果 について)
廃棄物審議会				● 審議 (素案について)			● 諮問・答申 (最終案について)	
計画策定	現状分析				パブリック コメント		最終案作成	策定
	計画案作成							